（政令への委任）

３　前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎

私立学校法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年五月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十一号

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　私立学校に関する教育行政（第五条―第十五条）
第三章　学校法人
　第一節　通則（第十六条―第二十二条）
　第二節　設立（第二十三条―第二十八条）
　第三節　機関
　　第一款　理事会及び理事
　　第一目　理事の選任及び解任等（第二十九条―第三十五条）
　　第二目　理事会及び理事の職務等（第三十六条―第四十条）
　　第三目　理事会の運営（第四十一条―第四十四条）
　　第二款　監事
　　第一目　選任及び解任等（第四十五条―第五十一条）
　　第二目　職務等（第五十二条―第六十条）
　　第三款　評議員会及び評議員
　　第一目　評議員の選任及び解任等（第六十一条―第六十五条）
　　第二目　評議員会及び評議員の職務等（第六十六条―第六十八条）
　　第三目　評議員会の運営（第六十九条―第七十九条）
　　第四款　会計監査人
　　第一目　選任及び解任等（第八十条―第八十五条）
　　第二目　職務等（第八十六条・第八十七条）
　第五款　役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等（第八十八条―第九十七条）
　第四節　予算及び事業計画等（第九十八条―第百条）
　第五節　会計並びに計算書類等及び財産目録等（第百一条―第百七条）
　第六節　寄附行為の変更（第百八条）
　第七節　解散及び清算並びに合併（第百九条―第百三十一条）
　第八節　助成及び監督（第百三十二条―第百三十七条）
　第九節　訴訟等
　　第一款　学校法人の組織に関する訴え（第百三十八条・第百三十九条）
　　第二款　責任追及の訴え（第百四十条・第百四十一条）
　　第三款　会計帳簿等の提出命令（第百四十二条）
第四章　大臣所轄学校法人等の特例（第百四十三条―第百五十一条）
第五章　雑則（第百五十二条―第百五十六条）
第六章　罰則（第百五十七条―第百六十四条）
附則

第四条第四号中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改める。

第五条中「（幼保連携型認定こども園を除く。第八条第一項において同じ。）」を削る。

第七条を削る。

第八条第一項中「又は第十三条第一項に規定する事項を行う場合において」を「の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるとき」に改め、同条第二項中「又は第十三条第一項に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合において」を「の認可（私立大学又は私立高等専門学校の設置の認可を除く。）をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるとき」に改め、同条を第七条とし、第九条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条を削り、第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とし、第十四条を第十二条とする。

第十五条中「第六十四条第四項」を「第百五十二条第五項」に改め、同条を第十三条とし、第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とする。

第十八条から第二十三条までを削る。

第三章第一節中第二十四条を第十六条とし、第二十五条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（機関の設置）

第十八条　学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かなければならない。

２　学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。

３　理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上、評議員の定数は六人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。

４　会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

第二十六条を第十九条とする。

第二十六条の二中「当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）」を削り、同条を第二十条とし、第二十七条を第二十一条とし、第二十八条を第二十二条とする。

第二十九条を削る。

第三十条の見出しを「（寄附行為の認可）」に改め、同条第一項中「申請しなければ」を「受けなければ」に改め、同項第五号中「役員」を「理事」に、「、選任」を「並びに選任」に改め、「方法」の下に「、理事長の選定の方法」を加え、「規定」を「事項」に改め、同項第六号中「理事会」の下に「の招集その他理事会」を加え、「規定」を「事項」に改め、同項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第九号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「規定」を「事項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「評議員会及び」を「評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他」に、「規定」を「事項」に改め、同号を同項第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九　評議員会の招集その他評議員会に関する事項

十　理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

十一　会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項